

＜児童扶養手当・遺児手当を受給している皆さまへ重要なお知らせ＞

「児童扶養手当」「愛知県及び町遺児手当」 の支払いが年6回になります。

「児童扶養手当法」等の一部を改正し、2019年11月分の児童扶養手当・遺児手当から支払回数を〈4か月分ずつ年3回〉→〈2か月分ずつ年6回〉に見直します。

2019年11月分からは、奇数月に年6回、各2か月分を受け取れます

【2018年度（平成30年度）】				現況届								
該当月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払月数	前4か月分を支給				前4か月分を支給				前4か月分を支給			
児童扶養手当	11日払				11日払				11日払			
県遺児手当	25日払				25日払				25日払			
町遺児手当	20日払				20日払				20日払			
所得判定	H28年所得により手当額判定				H29年所得により手当額判定							

【2019年度（平成31年度）】				現況届								
該当月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払月数	前4か月分を支給				前3か月分を支給			前2か月分		前2か月分		11日払
児童扶養手当	11日払				11日払			11日払		11日払		11日払
県遺児手当	25日払				25日払			25日払		25日払		25日払
町遺児手当	20日払				20日払			20日払		20日払		20日払
所得判定	H29年所得により手当額判定							H30年所得により手当額判定				

※1 支払い回数に変更になります。
※2 前年所得による支給決定期間に変更になります。

【2020年度】				現況届								
該当月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払月数	3・4月分	前2か月分		前2か月分		前2か月分		前2か月分		前2か月分		11日払
児童扶養手当	11日払		11日払		11日払		11日払		11日払		11日払	
県遺児手当	25日払		25日払		25日払		25日払		25日払		25日払	
町遺児手当	20日払		20日払		20日払		20日払		20日払		20日払	
所得判定	H30年所得により手当額判定					2019年所得により手当額判定						

※1 支払月が変わる 2019年11月の支払は、同年8月分から同年10月分までの3か月分が支払われます。これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

※2 現在、8月の現況届時にご提出いただく前年所得によって、その年の8月分から翌年7月分までの手当額の判定を行っていますが、制度変更後は、同年11月分から翌年10月分までの手当額の判定を行います。（現況届の時期は例年と同じ8月で変更はありません。）

今回の制度改正に伴い、平成29年所得に基づく手当額は、平成30年8月分～平成31年10月分（15か月分）となります。

なお、現在発行している児童扶養手当証書には、平成31年8月～10月分の手当額の記載がありませんが、平成29年の所得に基づく手当額が支給されます。